

件名	愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例
主管課	企業立地課
根拠法令	
<p>企業立地資金貸付基金の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、令和2年度から同基金を取り崩すことができるようにするための改正。</p> <p>【改正条例】</p> <p>○愛媛県企業立地資金貸付基金条例（昭和59年10月16日公布）</p> <p>【改正の概要】</p> <p>本基金設置以降、工場の新設等の設備投資を行う企業への貸付事業を実施してきたが、企業立地資金貸付基金の目的を達成するための他の事業に要する経費に充てる場合に、同基金の全部又は一部を処分することが可能となるよう、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、第1条の目的を達成するための次に掲げる事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 工場、事業場その他の施設の整備の促進を図るための事業</p> <p>(2) 事業活動の継続に資するための事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業活動の支援のために知事が特に必要があると認める事業</p>	
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	